

平成26年 7月15日
(社福)全国盲ろう者協会

障害福祉サービス等報酬改定に関する意見(要約版)

1 盲ろう者の状況

- 視覚と聴覚に重複して障害を有する盲ろう者は、全国で約1万4千人と推定
- 盲ろう者は、コミュニケーション、移動、情報の取得に重大な困難を有する。
- 盲ろう者のコミュニケーション方法は、指点字、触手話、弱視手話、指文字など多種多様であり、また、基本的に、1対1でなければ通訳は困難

2 盲ろう者が障害福祉サービスを利用するにあたっての問題点

- 日中活動系サービスを利用するためには、十分なコミュニケーション支援が必要
- 盲ろう者は、人数が少ないため、日中活動系サービスの利用にあたっては、遠距離からの通所が必要(広域利用が前提)
- 訪問系サービス利用にあたっては、訪問した従業者側とコミュニケーションを取ることが困難
- グループホーム、施設入所支援においては、支援職員や同居者とのコミュニケーションを取ることが困難

3 盲ろう者支援の観点からの報酬改定に対する意見

(1) 日中活動系サービス

- 公共交通機関を利用する形態を含め、個別的な送迎が可能となる新たな送迎加算を検討していただきたい。なお、可能な場合には、同行援護などのサービスを通所にも活用できるような制度的な整理についても検討していただきたい。
- 現行の視覚・聴覚・言語障害者支援加算においては、盲ろう者のような「1対1」のコミュニケーション支援には対応できないため、よりきめ細かな対応が可能となる新たな加算などについて検討していただきたい。

(2) 訪問系サービス

- 従業者が、盲ろう者の障害特性やコミュニケーション方法などについての研修などを受講することを要件として、新たな加算を創設することなどについて検討していただきたい。

(3) グループホーム、施設入所支援

- 盲ろう者が家族の高齢化などに伴ってグループホームや施設入所支援を利用する場合、盲ろう者は、他の入居者を含めて周囲の人間とのコミュニケーションを取ることが難しく、光や音だけでなく、ほとんどの情報から遮断された極めて非人間的な条件下での生活を余儀なくされる。盲ろう者へのコミュニケーション支援を可能とするような新たな加算の創設などについて検討していただきたい。

平成26年 7月15日
(社福)全国盲ろう者協会

障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

1 盲ろう者の状況

- 盲ろう者とは、視覚と聴覚に重複して、身体障害者手帳の認定基準に該当する程度の障害を有する者としているが、実際に身体障害者手帳の交付を受けている盲ろう者は、全国に約1万4千人いると推定されている。
- 盲ろう者は、その障害ゆえに、コミュニケーション、移動、情報の取得などに重大な困難を抱えており、指点字、触手話、弱視手話、指文字、手書き文字、ブリスタ(紙テープに出力する点字タイプライター)、パソコン通訳、音声通訳などの専門的なコミュニケーション技法を身につけた通訳・介助者の支援がなければ、社会的な活動を行うことは難しい。
- 盲ろう者のコミュニケーション方法は、障害の状態像(全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴)や、盲ろう者となった経過(点字になじんだ「盲ベース」、手話になじんだ「ろうベース」など)の違いなどにより、多種多様であり、また、基本的には、1対1でなければ通訳は困難である。さらに、聴力のある視覚障害者と比較して、定位が非常に困難であることから、白杖を用いての単独歩行は難しい。

2 盲ろう者が障害福祉サービスを利用するにあたっての問題点

- 盲ろう者が日中活動系サービスを利用する場合には、活動場所において、十分なコミュニケーション支援を受けられることが必要であり、現状においては、そのような支援体制を備えた事業所は少ない。
- 盲ろう者は、絶対数が少ない(人口10万人に対して11人程度)ため、盲ろう者が利用可能な日中活動系事業所があった場合にも、遠距離からの通所を余儀なくされる可能性が高い。
- 盲ろう者が訪問系サービスを利用する場合には、訪問した居宅介護従業者などとコミュニケーションを取ることが難しいことから、十分なサービスを受けることができない。
- 盲ろう者がグループホームに入居し、または、施設入所支援を受ける場合には、支援職員や同居者などとコミュニケーションを取ることができないため、十分なサービスを受けることは困難であり、また、常に孤独で、何の情報も入らず、情報発信もできない状態にあることを余儀なくされる。

3 盲ろう者支援の観点からの報酬改定に対する意見

(1) 日中活動系サービス

- 盲ろう者は、単独通所が困難であり、希少な障害であることから、盲ろう者が利用可能な事業所は、広域的な利用を余儀なくされている。したがって、大型車両による送迎を前提とした送迎加算ではなく、公共交通機関を利用する形態を含めて、個別的な送迎が可能となる新たな送迎加算を検討していただきたい。なお、同行援護などの外出支援サービスを利用することが可能な盲ろう者の場合には、日々の通所にあたって、このようなサービスの利用が可能となるよう、制度的な整理を行う必要がある。
- 現行の視覚・聴覚・言語障害者支援加算においては、全体手話通訳のような「1対多数」のコミュニケーション支援は可能であるが、盲ろう者のように、基本的に「1対1」のコミュニケーション支援が必要な場合には対応できない。現状においては、盲ろう者を受け入れている日中活動系事業所は、コミュニケーションの技法を身につけたボランティアにより対応している実態があるが、相当に無理を生じている。したがって、盲ろう者の多様なコミュニケーション方法に対応できる、より肌理細かな通訳・介助者の配置を可能とする新たな加算の創設について検討していただきたい。なお、可能な場合は、外部からの訪問系サービスの活用を認めることについても、検討していただきたい。

(2) 訪問系サービス

- 一般的に、盲ろう者は、訪問した居宅介護従業者などとのコミュニケーションを取ることが難しいが、居宅介護従業者側において、盲ろう者の障害特性や、コミュニケーション方法などについての簡単な知識、スキルがあれば、サービス提供のための必要最小限のコミュニケーションを取ることが可能である。したがって、このような研修などを受講することを要件として、新たに「意思疎通支援加算(仮称)」などを創設することについて検討していただきたい。(一部の自治体においては、居宅介護従業者を対象として、このような研修を実施している事例がある。)
- 盲ろう者のコミュニケーション支援については、人的なリソースなども乏しいことから、日中活動系サービス、グループホーム、施設入所支援においても、訪問系サービス(地域生活支援事業の移動支援などを含む)を活用できるよう、制度的な整理を行うことについて検討していただきたい。

(3) グループホーム、施設入所支援

- 現状においては、同居していた家族の高齢化などに伴って、盲ろう者がグループホームや施設入所支援を利用する場合、盲ろう者は、食事、排泄、

入浴等の必要最小限のサービスを受けることは可能であるが、他の入居者とのコミュニケーションを含め、周囲の人間とコミュニケーションを取ることが難しく、また、情報の取得や発信もできないという極めて非人間的な条件下での生活を余儀なくされる。したがって、盲ろう者へのコミュニケーション支援を可能とするような新たな「意思疎通支援加算(仮称)」の創設について検討していただきたい。なお、可能な場合には、外部からの訪問系サービスの利用を認めることについても、検討していただきたい。